

一、委員ハ半差額トモ聯合員中ヨリ選出スルモノトシテ  
 五ニ差額トモニ其額ハ聯合員中ヨリ選出スルモノトシテ  
 スルモノトモニ其額ハ聯合員中ヨリ選出スルモノトシテ  
 然レ共之ヲ若シテ立ニ對テ手續其額ニ對テハ尙差額トモ  
 理由 尙差額トモ聯合員中ヨリ選出スルモノトシテ  
 一、尙差額トモ聯合員中ヨリ選出スルモノトシテ

一、尙差額トモ聯合員中ヨリ選出スルモノトシテ  
 委員ハ半差額トモ聯合員中ヨリ選出スルモノトシテ  
 五ニ差額トモニ其額ハ聯合員中ヨリ選出スルモノトシテ  
 スルモノトモニ其額ハ聯合員中ヨリ選出スルモノトシテ  
 然レ共之ヲ若シテ立ニ對テ手續其額ニ對テハ尙差額トモ  
 理由 尙差額トモ聯合員中ヨリ選出スルモノトシテ  
 一、尙差額トモ聯合員中ヨリ選出スルモノトシテ

財團法人協同會大阪支所

- 一、教育運動統一ニ關スル件
- 理由 教育運動ガ社會改造運動ノ基調デアアルコトハ言フマ
- テモナシ然ルニ從來本聯盟ノ教育事業ガ各加盟組合ニ於テ
- 適宜可能ナル方法ヲ以テ實施セラレツツアルモ未ダ聯盟ト
- シテ之ガ統一並連絡ヲ缺クコトハ我等ノ甚ダ遺憾トスル處
- デアアル故ニ第五回聯盟大會ガ上記ノ事實ニ鑑ミ少クトモ左
- 記事項ヲ包含スル教育運動統一方法ヲ決定シ聯盟教育部ヲ
- ニ保險給付ノ費用ハ政府、事業主、被保險者ノ等額負擔ト
- スルコト
- 三、健康保險組合ガ任意ニ醫師ヲ指定シ得ルノ道ヲ拓クコト
- 四、健康保險組合ノ指定シタル保險醫ニ對シテハ各種課稅免
- 除 其他ノ特典ヲ附與スルコト
- 五、保險組合ノ自治權ヲ尊重シ監督及諸手續ハ力メテ簡易ト
- スルコト

一、教育運動統一ニ關スル件  
 理由 教育運動ガ社會改造運動ノ基調デアアルコトハ言フマ  
 テモナシ然ルニ從來本聯盟ノ教育事業ガ各加盟組合ニ於テ  
 適宜可能ナル方法ヲ以テ實施セラレツツアルモ未ダ聯盟ト  
 シテ之ガ統一並連絡ヲ缺クコトハ我等ノ甚ダ遺憾トスル處  
 デアル故ニ第五回聯盟大會ガ上記ノ事實ニ鑑ミ少クトモ左  
 記事項ヲ包含スル教育運動統一方法ヲ決定シ聯盟教育部ヲ

財團法人協同會大阪支所